

平成29年 9 月20日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 小川 純文

総務文教常任委員会報告書

平成29年 8 月30日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第94条第 1 項の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

平成29年 8 月30日、 9 月 7 日（2日間）

2 審査事件

陳情第 8 号「核兵器廃絶の実現に真剣に努力し、日本国政府が速やかに核兵器禁止条約に調印することを求める意見書案」提出に関する陳情

3 陳情の趣旨

平成29年 7 月 7 日、ニューヨークの国連会議において、122か国の賛成によって法的拘束力を持つ核兵器禁止条約が採択されました。

この条約は、核兵器について破壊的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものとして断罪するとともに開発、生産、実験、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで核兵器にかかわるあらゆる活動を禁止する一方、核兵器保有国の条約参加への規定も設け、核兵器完全廃絶への枠組みを示したものとなっています。

世界にはいまだに15,000発の核兵器が存在して、人類生存への脅威となっています。核保有国とその同盟国は「核抑止論」に固執し続けていますが、核戦力の開発と近代化によって核兵器使用の危険性が高まりつつあります。

核兵器の廃絶は、「各国の軍備から原子兵器、大量破壊兵器の一掃」を決めた国連第一号議決からも、国際紛争を解決する手段として武力の行使や武力による威嚇を禁じた日本国憲法に照らしても、人類史上における唯一の被爆国の政府としても支持し推進すべきであります。

以上の趣旨から、意見書の提出を求めるものです。

4 審査の経過

審査にあたっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。